

奈良県広域消防組合火災予防条例 運用基準



奈良県広域消防組合

平成30年6月1日 制定

凡例

法	消防法をいう。
政令	消防法施行令をいう。
危険物政令	危険物の規制に関する政令をいう。
省令	消防法施行規則をいう。
危険物省令	危険物の規制に関する規則をいう。
条例	奈良県広域消防組合火災予防条例をいう。
予防規則	奈良県広域消防組合火災予防規則をいう。
予防規程	奈良県広域消防組合火災予防規程をいう。
告示	奈良県広域消防組合消防長告示をいう。
保護法	文化財保護法をいう。

目 次

第1章 総則

第1条 (目的)

第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 (第2条～第16条の3)

- 第2条 (炉)
- 第2条の2 (ふろがま)
- 第2条の3 (温風暖房機)
- 第2条の4 (厨房設備)
- 第3条 (ボイラー)
- 第4条 (ストーブ)
- 第5条 (壁付暖炉)
- 第6条 (乾燥設備)
- 第6条の2 (サウナ設備)
- 第7条 (簡易湯沸設備)
- 第7条の2 (給湯湯沸設備)
- 第7条の3 (燃料電池発電設備)
- 第8条 (堀ごたつ及びいろり)
- 第8条の2 (ヒートポンプ冷暖房機)
- 第9条 (火花を生じる設備)
- 第9条の2 (放電加工機)
- 第10条 (変電設備)
- 第10条の2 (急速充電設備)
- 第11条 (内燃機関を原動力とする発電設備)
- 第12条 (蓄電池設備)
- 第13条 (ネオン管灯設備)
- 第14条 (舞台装置等の電気設備)
- 第15条 (避雷設備)
- 第16条 (水素ガスを充填する気球)
- 第16条の2 (火を使用する設備に附属する煙突)
- 第16条の3 (基準の特例)

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (第17条～第21条の2)

- 第17条 (液体燃料を使用する器具)
- 第18条 (固体燃料を使用する器具)
- 第19条 (気体燃料を使用する器具)
- 第20条 (電気を熱源とする器具)
- 第21条 (使用に際し火災の発生のおそれのある器具)
- 第21条の2 (基準の特例)

第3節 火の使用に関する制限等 (第22条～第27条)

- 第22条 (喫煙等)
- 第23条 (空地及び空家の管理)
- 第24条 (たき火)
- 第25条 (がん具用煙火)
- 第26条 (化学実験室等)
- 第27条 (作業中の防火管理)

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

第28条 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第28条の2～第28条の7)

第28条の2 (住宅用防災機器)

第28条の3 (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第28条の4 (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第28条の5 (設置の免除)

第28条の6 (基準の特例)

第28条の7 (住宅における火災の予防の推進)

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第29条～第31条)

第29条 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 (指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第30条の2 (共通)

第30条の3 (屋外)

第30条の3の2 (屋内)

第30条の4 (タンク)

第30条の5 (地下タンク)

第30条の6 (移動タンク)

第30条の7 (類別共通)

第30条の8 (維持管理)

第30条の9 (動植物油類の除外)

第31条 (品名又は指定数量を異にする危険物)

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第32条～第33条の2)

第32条 (可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 (綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条の2 (火災を誘発するおそれがある事項の把握等)

第3節 基準の特例

第33条の3 (基準の特例)

第5章 避難管理 (第34条～第41条)

第34条 (劇場等の客席)

第35条 (劇場等の屋外の客席)

第35条の2 (基準の特例)

第36条 (キャバレー等の避難通路)

第36条の2 (ディスコ等の避難管理)

第36条の3 (個室型店舗の避難管理)

第37条 (百貨店等の避難通路等)

第38条 (劇場等の定員)

第39条 (避難施設の管理)

第39条の2 (避難経路図の掲出)

第40条 (防火設備の管理)

第41条 (準用)

第6章 屋外催しに係る防火管理

第42条 (指定催しの指定)

第43条 (屋外催しに係る防火管理)

第7章 雑則 (第44条～第51条)

第44条 (防火対象物の使用開始の届出等)

第45条 (火を使用する設備等の設置の届出)

第46条 (消防用設備等の設計届出)

第47条	(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第48条	(指定洞(とう)道等の届出)
第49条	(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)
第50条	(タンクの水張検査等)
第50条の2	(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)
第51条	(委任)
第8章 罰則	
第52条	(罰則)
第53条	(両罰)